

すみだボランティアセンター条例を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行													
<p>（目的）</p> <p>第1条 ボランティア活動に対する区民の理解と参加を促進するとともに、墨田区における社会福祉の推進を図るため、すみだボランティアセンター（以下「センター」という。）を東京都墨田区東向島二丁目17番14号に設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">〔略〕</p> <p>— 社会福祉団体の活動の推進・援助に関すること。</p> <p>— 前2号のほか、区長が必要と認める事業（施設）</p> <p>第3条 センターには、次の施設を設ける。</p> <p style="padding-left: 2em;">〔略〕</p> <p>— 社会福祉団体の活動の推進・援助に必要な施設（以下「社会福祉団体施設」という。）</p> <p>— 前2号のほか、区長が必要と認める施設（利用時間）</p> <p>第4条 センターの利用時間は、次表のとおりとする。ただし、指定管理者（第15条の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、これを変更することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設区分</th> <th style="text-align: center;">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア活動施設</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>社会福祉団体施設</td> <td style="text-align: center;">午前9時から午後5時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>（休館日）</p> <p>第5条 センターの休館日は、次表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、これを</p>	施設区分	利用時間	ボランティア活動施設	〔略〕	社会福祉団体施設	午前9時から午後5時まで	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 ボランティア活動に対する区民の理解と参加を促進するとともに、墨田区における社会福祉の推進と高齢者の社会参加を図るため、すみだボランティアセンター（以下「センター」という。）を東京都墨田区東向島二丁目17番14号に設置する。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p style="padding-left: 2em;">〔略〕</p> <p>— <u>高齢者の生きがいと社会参加の推進に関すること。</u></p> <p>— 社会福祉団体の活動の推進・援助に関すること。</p> <p>— <u>前各号</u>のほか、区長が必要と認める事業〔同左〕</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p style="padding-left: 2em;">〔略〕</p> <p>— <u>作業室その他高齢者の作業に必要な施設（以下「高齢者事業施設」という。）</u></p> <p>— 社会福祉団体の活動の推進・援助に必要な施設（以下「社会福祉団体施設」という。）</p> <p>— <u>前各号</u>のほか、区長が必要と認める施設〔同左〕</p> <p>第4条 〔同左〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設区分</th> <th style="text-align: center;">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア活動施設</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>高齢者事業施設</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>社会福祉団体施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔同左〕</p> <p>第5条 〔同左〕</p>	施設区分	利用時間	ボランティア活動施設	〔略〕	高齢者事業施設	午前9時から午後5時まで	社会福祉団体施設
施設区分	利用時間													
ボランティア活動施設	〔略〕													
社会福祉団体施設	午前9時から午後5時まで													
施設区分	利用時間													
ボランティア活動施設	〔略〕													
高齢者事業施設	午前9時から午後5時まで													
社会福祉団体施設														

変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

施設区分	休館日
ボランティア活動施設	〔略〕
社会福祉団体施設	日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

（利用対象者）
第6条 センターの施設を利用できる者は、次のとおりとする。
〔略〕

— 社会福祉団体施設 社会福祉活動の推進及び援助を行うことを目的として設立された区内の団体

（利用の手続）
第7条 〔略〕

2 社会福祉団体施設の利用承認の期間は、5年とし、指定管理者が支障がないと認めるときは、区長の承認を得て、これを更新することができる。

3 〔略〕
（事業報告書の提出等）

第20条 指定管理者は、毎年度終了後区長が定める日までに、センターの管理の業務に関し、次に掲げる事項を記載した事業報告書を区長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、区長が定める日までに、当該年度の初日から当該処分を受けた日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

～ 〔略〕
2 〔略〕

施設区分	休館日
ボランティア活動施設	〔略〕
高齢者事業施設	日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
社会福祉団体施設	1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

〔同左〕
第6条 〔同左〕

〔略〕
— 高齢者事業施設 高齢者の生きがいと社会参加の推進を図ることを目的として設立された区内の団体

— 社会福祉団体施設 社会福祉活動の推進及び援助を行うことを目的として設立された区内の団体

〔同左〕
第7条 〔略〕

2 高齢者事業施設及び社会福祉団体施設の利用承認の期間は、5年とし、指定管理者が支障がないと認めるときは、区長の承認を得て、これを更新することができる。

3 〔略〕
〔同左〕

第20条 指定管理者は、毎年度終了後区長が定める日までに、センターの管理の業務に関し、次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を区長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、区長が定める日までに、当該年度の初日から当該処分を受けた日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

～ 〔略〕
2 〔略〕

付 則

この条例は、平成21年6月1日から施行する。